

あきた元気創造でんき  
「水のチカラ～あきたeでんき～」  
募 集 要 項  
(第1回改定版)

令和6年3月1日

秋 田 県  
東北電力フロンティア株式会社

## 目 次

|   |                                       |   |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 「水のチカラ～あきた e でんき～」の特徴・・・・・・・・・・       | 1 |
| 2 | 定義・・・・・・・・・・                          | 1 |
| 3 | 「水のチカラ～あきた e でんき～」および「Aターン応援割」の適用内容・・ | 1 |
| 4 | 申込手続・・・・・・・・・・                        | 4 |
| 5 | 受付・審査等・・・・・・・・・・                      | 4 |
| 6 | その他留意事項・・・・・・・・・・                     | 4 |
| 7 | 問い合わせ先・・・・・・・・・・                      | 5 |

## 水のチカラ～あきたeでんき～ 募集要項

秋田県と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は、秋田県が運営する水力発電所で発電された電力を活用し、秋田県内の企業等を対象に、電気の使用に伴う二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）の排出量がゼロとなる環境価値を付帯したメニューとして、「あきたEネ！オプション水力100%」を設定し提供しています。

このたび、秋田県と東北電力フロンティア株式会社（以下「東北電力フロンティア」という。）は、「あきたEネ！オプション水力100%」に加え、秋田県内のご家庭等のお客さまを対象に、CO<sub>2</sub>排出量がゼロとなる環境価値を付帯した新たな電気料金プランとして、「水のチカラ～あきたeでんき～」を設定することとしました。

「水のチカラ～あきたeでんき～」の適用を希望されるお客さまにあつては、本募集要項（以下「要項」という。）にもとづき、申込みを行ってください。

### 1 「水のチカラ～あきたeでんき～」の特徴

秋田県と東北電力フロンティアは、秋田県内のご家庭等のお客さまを対象に、秋田県が運営する水力発電所に電源を特定して新たな電気料金プラン「水のチカラ～あきたeでんき～」を提供することにより、電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量をゼロにし、秋田県産のエネルギーの地産地消を実現します。

また、秋田県外から秋田県内へ移住された方がいる世帯に対し、先着1,000世帯限定で「Aターン応援割」により電気料金を割引することで、秋田県への移住を支援します。

### 2 定義

次の言葉は、この要項においてそれぞれ次の意味で使用します。

#### (1) 申込者

「水のチカラ～あきたeでんき～」および「Aターン応援割」の適用を希望し、この要項にもとづき申込みするご家庭等のお客さまをいいます。

#### (2) 供給対象箇所

「水のチカラ～あきたeでんき～」の適用を希望する秋田県内の需要場所をいいます。

#### (3) 供給可能量

「あきたEネ！オプション水力100%」および「水のチカラ～あきたeでんき～」による供給電力量合計の上限値（秋田県から東北電力および東北電力フロンティアへの売電電力量相当である約3億4,000万キロワット時）をいいます。

### 3 「水のチカラ～あきたeでんき～」および「Aターン応援割」の適用内容

「水のチカラ～あきたeでんき～」および「Aターン応援割」の適用内容は、東北電力フロンティアの「基本約款」、「個別約款（水のチカラ～あきたeでんき～）」および「個別約款（Aターン応援割）」にもとづき締結する電力需給契約によるものとし、電気料金プランの内容は次のとおりとします。

(1) 「水のチカラ～あきたeでんき～」

① 適用条件

「水のチカラ～あきたeでんき～」は、原則として次の要件を満たす申込者および供給対象箇所に適用します。

- ・ 供給対象箇所が、低圧で電気の供給を受けて、契約電流が60アンペア以下であること。
- ・ 申込者が、東北電力フロンティアが提供する会員プログラム「my フロンティア」（以下「my フロンティア」という。）の会員であること。
- ・ 電気料金の支払方法をクレジットカード払いとすること。

② 適用期間

「水のチカラ～あきたeでんき～」による料金の適用期間（以下「適用期間」という。）は、「水のチカラ～あきたeでんき～」による料金の適用が開始された日から、原則として令和8年3月の料金にかかわる検針期間の終期までとします。

なお、適用期間を延長する場合、東北電力フロンティアは、あらかじめ新たな適用期間等についてお客さまにお知らせします。また、適用期間満了に先立って、お客さまと東北電力フロンティアから、電力需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、適用期間満了後も継続されるものとします。

③ 電源構成

電源構成は、原則として秋田県が東北電力フロンティアに売電する対象の県営水力発電所で発電された電気とします。ただし、計画外の発電所停止等により供給量が不足した場合等は、東北電力フロンティアが相対契約で調達する秋田県内の水力発電所で発電された電気で構成することがあります。

④ 料金

料金は、基本約款または個別約款で定めるとおり、基本料金、電力量料金（燃料費調整は行いません。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、基本料金単価および電力量料金単価は、次のとおりとします。

【基本料金】

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

|            |           |
|------------|-----------|
| 契約電流10アンペア | 184円80銭   |
| 契約電流15アンペア | 277円20銭   |
| 契約電流20アンペア | 369円60銭   |
| 契約電流30アンペア | 554円40銭   |
| 契約電流40アンペア | 739円20銭   |
| 契約電流50アンペア | 924円00銭   |
| 契約電流60アンペア | 1,108円80銭 |

【電力量料金】

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

- ・ 令和6年4月の検針日の前日までに使用される電気（需給開始日が令和6年4月1日以降となる場合を除きます。）に適用

|            |        |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 36円46銭 |
|------------|--------|

- ・ 令和6年4月の検針日以降に使用される電気（需給開始日が令和6年4月1日以降となる場合、需給開始日から令和6年4月の検針日の前日までを含みます。）に適用

|            |        |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 31円61銭 |
|------------|--------|

## (2) Aターン応援割

### ① 適用条件

Aターン応援割は、「水のチカラ～あきたeでんき～」の適用を受けているまたは受けようとしている供給対象箇所に、過去2年以内に秋田県外から秋田県内に移住した方が居住していることを申し出いただいた場合に適用します。

### ② 割引適用期間

「Aターン応援割」による割引の適用期間は、割引の適用開始の日から、割引の適用開始の日の直後の検針日を起算として5か月後の検針日の前日までとします。ただし、割引の適用期間に令和8年3月の検針日以降の期間が含まれる場合には、令和8年3月の検針日の前日までとします。また、「水のチカラ～あきたeでんき～」による契約が消滅した場合は、消滅日の前日までとします。

なお、「Aターン応援割」の適用開始日は、原則として、お客さまが、「水のチカラ～あきたeでんき～」と「Aターン応援割」を同時に申込みされた場合は、「水のチカラ～あきたeでんき～」の適用開始日とし、「水のチカラ～あきたeでんき～」の適用開始後に「Aターン応援割」を申込みされた場合は、受付完了した日の直後の検針日とします。

### ③ 割引内容

「水のチカラ～あきたeでんき～」によって算定された各月の基本料金を6か月間無料とします。

### ④ 適用上限

原則として、先着1,000件までとします。

### ⑤ その他

秋田県外から秋田県内に移住したことを確認することがあります。この場合、住民票等の写しを提出いただくことがあります。また、虚偽の申告が明らかとなった場合は、Aターン応援割の適用を除外することがあります。

## (3) 適用期間中の解約の取扱い

秋田県または東北電力フロンティアが、異常渇水、非常変災等やむをえない理由により「水のチカラ～あきたeでんき～」による電力の供給の継続が困難となった場合は、「水のチカラ～あきたeでんき～」および「Aターン応援割」による契約を解約することがあります。

## (4) その他

① 「水のチカラ～あきたeでんき～」の適用期間終了または(3)による解約に先立って、お客さまから需給契約の変更についての申出がない場合は、東北電力フロンティアの「スマートでんき」により電力需給契約を継続するものとします。この場合、あらかじめお客さまにお知らせします。

② 適用内容に定めのない事項については、東北電力フロンティアの基本約款または個別約款によるものとします。

#### 4 申込手続

申込手続きは次のとおりです。

##### (1) 申込方法

この要項による適用を希望される場合は、次のとおり申込みを行ってください。

|                              | 申込方法   |
|------------------------------|--|
| 東北電力フロンティアと新たにご契約されるお客さま     | 以下のURLより、「myフロンティア」に登録のうえ、お申込みください。<br><a href="https://portal.tohoku-frontier.co.jp/KSC566971/EPTL_WEB/tohoku-frontier/userTempRegistInput">https://portal.tohoku-frontier.co.jp/KSC566971/EPTL_WEB/tohoku-frontier/userTempRegistInput</a> |
| 東北電力フロンティアとすでにご契約いただいているお客さま | 「7 問い合わせ先」までご連絡ください。   |

##### (2) 申込期間

令和5年8月31日（木）より令和7年9月30日（火）までの間、先着順に随時受け付けます。ただし、供給可能量に達し次第、受付を終了します。

#### 5 受付・審査等

##### (1) 受付

東北電力フロンティアは、申込期間中、土日・祝日等（12月29日からその翌年の1月3日までを含む。）を除き、申込みを受け付けます。

##### (2) 審査

申込受付後、東北電力フロンティアにおいて申込内容の審査を行い、供給可能量の範囲内\*で「水のチカラ～あきたeでんき～」の適用を決定します。

※ 既に「あきたEネ！オプション水力 100%」および「水のチカラ～あきたeでんき～」の適用が決定している申込者の年間使用電力量を含みます。

##### (3) 電力需給契約の変更

「(2) 審査」の結果、「適用」となった場合は、東北電力フロンティアは申込者に対し、電力需給契約の内容について電子メールの送信等によりお知らせし、これにより変更後の契約が成立します。

なお、東北電力フロンティアは、申込者からの申込状況および審査結果について、秋田県産業労働部公営企業課に情報提供を行います。

#### 6 その他留意事項

##### (1) 個人情報の利用

東北電力フロンティアは、申込時に入力された情報について、「水のチカラ～あきたeでんき～」および「Aターン応援割」の契約のために利用するほか、個人情報利用目的の範囲内において利用することができるものとします。

なお、個人情報の利用目的は、東北電力フロンティアのホームページで確認いただけます。

<https://www.tohoku-frontier.co.jp/company/privacypolicy/>

(2) 適用の解除等

申込内容に虚偽の情報、申込みに不正の行為等があったと認められる場合や、適用条件に反すると認められる場合等は、「水のチカラ～あきた e でんき～」および「Aターン応援割」の適用を解除します。

(3) 排出係数の扱い等

「水のチカラ～あきた e でんき～」による供給については、原則として、秋田県が運営する水力発電所で発電された電気由来の非化石証書を使用し、電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出係数はゼロとなります。

7 問い合わせ先

東北電力フロンティア株式会社 カスタマーセンター

〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| インターネット<br>(お問い合わせ<br>フォーム) | <a href="https://support.tohoku-frontier.co.jp/hc/ja/requests/new">https://support.tohoku-frontier.co.jp/hc/ja/requests/new</a><br>※ 営業時間外および土日祝日・年末年始のお問い合わせについては、<br>翌営業日以降にご連絡させていただきます。 |
| 電話                          | 050-3189-4031<br>※ 受付時間：月～金（土日・祝日、年末年始を除く。）<br>9：00～17：00   |